吸収分割に係る事前開示書面（変更分）

（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面）

2021年5月28日

昭和電工株式会社

吸収分割に係る事前開示書面（変更分）

2021年5月28日

東京都港区芝大門一丁目13番9号
昭和電工株式会社
代表取締役社長　森川　宏平

当社は、2021年4月21日付けで、昭和アルミニウム缶株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の定めに従い、2021年4月28日付けで「吸収分割に係る事前開示書面」により本吸収分割に係る事前開示を行いましたが、2021年5月27日付で本吸収分割の吸収分割契約書に係る変更覚書を締結したことに伴い、開示書面に変更が生じましたので、会社法施行規則第183条第7号に基づき、下記の項目につき、変更後の書面を備え置くことといたします。

1.　吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

次の事項を追加いたします。

「なお、当社は本吸収分割の効力発生日を2021年6月24日に変更すべく、2021年5月27日付で承継会社との間で吸収分割契約書に係る変更覚書を締結いたしました。内容は別紙「吸収分割契約書に係る変更覚書」のとおりです。」

別紙　吸収分割契約書に係る変更覚書

吸収分割契約書に係る変更覚書

昭和電工株式会社（以下「**甲**」という。）と昭和アルミニウム缶株式会社（以下「**乙**」という。）は、甲乙間で締結した2021年4月21日付け吸収分割契約書（以下「**原契約**」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約書に係る変更覚書（以下「**本覚書**」という。）を締結する。なお、原契約において定義された用語は、本覚書で別段の定めがない限り、本覚書において同じ意義を有する。

第1条　（効力発生日の変更）

甲及び乙は、原契約第6条（本分割の効力発生日）を、以下のとおり変更することに合意する（下線部は変更部分）。

（変更前）

本分割が効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2021年6月1日とする。ただし、本分割の手続き上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、合意によりこれを変更することができる。

（変更後）

本分割が効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という。）は、2021年6月24日とする。ただし、本分割の手続き上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、合意によりこれを変更することができる。

第2条　（その他の条項）

本覚書に定める事項を除き、原契約の規定及び条件は一切変更されず、本覚書に定めのない事項に関しては、原契約による。

第3条　（誠実協議）

甲及び乙は、本覚書の解釈に疑義のある事項又は本覚書に規定のない事項については、本覚書の趣旨に従い、誠実に協議のうえ決定する。

（本頁以下余白）

以上の合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各自署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2021年5月27日

甲（吸収分割会社）：
東京都港区芝大門一丁目13番9号
昭和電工株式会社
代表取締役社長　森川　宏平　　(印)

乙（吸収分割承継会社）：

東京都品川区西五反田一丁目 30 番 2 号

昭和アルミニウム缶株式会社

代表取締役社長　田代　泰　　(印)